

# 令和 2 年 度 事 業 報 告

令和 2 年度事業の結果を、次のとおり報告する。

## I 組 織 の 概 要

### 1 名 称

公益社団法人 静岡県建築士会

### 2 建築士会の責務（建築士法第 22 条の 4 第 1 項）

その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

### 3 設立・組織・規模

- (1) 目 的 この法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
- (2) 設 立 昭和 26 年 11 月 25 日
- (3) 法人認可 昭和 27 年 6 月 12 日
- (4) 公益社団法人認定 平成 24 年 3 月 27 日（平成 24 年 4 月 1 日公益社団法人へ移行）
- (5) 会 長 飯 尾 清 三
- (6) 役 員 理事 16 名（定数：15 名以上 20 名以内）  
会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 3 名、理事 9 名  
監事 4 名（定数：3 名以上 5 名以内）
- (7) 組 織 本会、3 ブロック及び 15 地区で構成
- (8) 会 員 数 正会員 1,063 名、賛助会員 149 社、計 1,212 名社（R3. 3. 31 現在）

## II 本 会

### A 会 議

#### 1 総 会

(1) 定時総会 2.6.11(木)

会場 中島屋グランドホテル

- ア 令和元年度事業の報告
- イ 令和元年度収支決算(計算書類)の承認
- ウ 令和2年度事業計画の報告
- エ 令和2年度収支予算の報告
- オ 理事及び監事の選任

#### 2 理事会 (6回)

(1) 第1回 2.5.20(水)

- ア 新入会員の承認
- イ 令和元年度事業報告及び収支決算
- ウ 令和2年度定時総会に付議すべき事項の決定
- エ 令和2年度定時総会
- オ 令和2年度事務局職員事務分掌表

(2) 第2回 2.6.11(木)

- ア 代表理事(会長)の選定
- イ 副会長及び常務理事の選定

(3) 第3回 2.7.15(水)

- ア 新入会員の承認
- イ 令和2年度役員会・主要事業等日程
- ウ 令和2・3年度委員会・機構等委員名簿
- エ 副会長の順位
- オ 副会長退任者への相談役の委嘱
- カ 「公益社団法人静岡県建築士会WEB会議実施要領」の改正
- キ 「災害支援活動資金」の積立
- ク 本会委員会・機構の活動状況報告
- ケ 事務所移転

(4) 第4回 2.10.21(水)

- ア 新入会員の承認
- イ 公益社団法人静岡県建築士会の「主たる事務所」の変更
- ウ 「災害支援活動資金」積立に伴う特定資産の組替え
- エ 「会員増強及び建築士育成特別委員会」の設置
- オ 「自然災害対策特別委員会」の設置
- カ 令和3年度当初予算編成
- キ 「(公社)静岡県建築士会二級建築士及び木造建築士登録等事務取扱要領」の改正

(5) 第5回 3.1.20(水) (WEB会議)

- ア 新入会員の承認
- イ 「組織検討特別委員会」の設置
- ウ 令和2年度1月補正予算
- エ 「(公社)静岡県建築士会二級建築士及び木造建築士登録等事務取扱要領」の改正
- オ 「令和2年度事務局職員事務分掌表」の改正

(6) 第6回 3.3.17(水)

- ア 新入会員の承認
- イ 令和3年度事業計画
- ウ 令和3年度収支予算
- エ 令和3・4年度(公社)静岡県建築士会倫理委員会委員
- オ 新事務局長の任命

#### 3 監 査 会 (2回)

(1) 第1回 2.5.8(水)

- ・令和元年度事業報告及び収支決算の監査  
(監事4名、会長・副会長)

(2) 第2回 2.11.5(木)

- ・令和2年度事業報告及び収支決算の中間監査  
(監事4名、会長・副会長)

### B その他の会議

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 1 総務会                | (11回) |
| 2 予算委員会              | (5回)  |
| 3 倫理委員会              | (1回)  |
| 4 機構・委員会等            |       |
| (1) 会員厚生委員会          | (1回)  |
| (2) 事業研修委員会          | (3回)  |
| (3) 青年企画委員会          | (4回)  |
| (4) 広報情報委員会          | (10回) |
| (5) 景観・まちづくり委員会      | (4回)  |
| (6) しずおか木造塾委員会       | (7回)  |
| (7) 試験機構             | (4回)  |
| (8) 地震関連業務受託機構       | (1回)  |
| 5 特別委員会              |       |
| (1) 会員増強及び建築士育成特別委員会 | (5回)  |
| (2) 自然災害対策特別委員会      | (2回)  |
| (3) 組織検討特別委員会        | (1回)  |

## C 公益目的事業等の活動

### 1 建築士資格付与・資質向上事業（公益目的事業1）

#### (1) 建築士試験・登録事務等

##### ア 建築士試験及び合格者の名簿登録等の事業

建築士法に基づき、建築士試験の実施業務、指定登録機関としての合格者の名簿登録、免許証交付等の業務を適正、確実に処理した。

特に、令和2年度から建築士試験の受験要件であった実務経験が免許登録要件になったことに伴い、免許登録時の資格(実務経験)審査は、審査会を開催して適正に行った。

(ア)一級、二級、木造建築士の試験業務（建築技術教育普及センターから受託）

(イ)一級建築士の免許登録申請等受付業務（日本建築士会連合会から受託）

(ウ)二級、木造建築士の免許登録等・閲覧に関する業務（静岡県指定登録機関）

#### ①建築士試験

##### ・受験申込受付

新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面受付が中止され、全て郵送又はインターネットによる受付に変更された。（申込先は(公財)建築技術教育普及センター）

受付期間：二級建築士・木造建築士 2.3.25（水）～ 4.20（月）（合計 699 名）

一級建築士 2.4.1（水）～ 4.20（月）（合計 890 名）

##### ・二級建築士 学科試験

2.7.5（日）

会場 ツインメッセ静岡

実受験者数 451 名

合格者数 189 名（合格率 41.9%）

##### ・一級建築士・木造建築士 学科試験

2.7.12（日）

会場 静岡県立大学

一級建築士 実受験者数 582 名

合格者数 109 名（合格率 18.7%）

木造建築士 実受験者数 1 名

合格者数 1 名（合格率 100.0%）

##### ・二級建築士 製図試験

2.9.13（日）

会場 静岡県立大学

実受験者数 284 名

合格者数 163 名（合格率 57.4%）

##### ・一級建築士・木造建築士 製図試験業務

2.10.11（日）

会場 静岡県立大学

一級建築士 実受験者数 211 名

合格者数 68 名（合格率 32.2%）

木造建築士 実受験者数 2名  
 合格者数 2名 (合格率 100.0%)

②登録申請受付件数 3.3.31現在

手続の種類	令和2年度分			
	一級 建築士	構造・設備 一級建築士	二級・木造 建築士	合計
新規	46	4	125	175
再交付	8	0	8	16
事変書換え	10	1	24	35
再交付+事変書換	0	0	2	2
携帯免許変更	16	0	6	22
合計	80	5	165	250

・新規登録実務経験審査会 開催件数(1~3月) 5回

#### イ 専攻建築士の認定事業

(ア)専攻建築士の更新登録と認定申請の促進及びPR

(イ)専攻建築士審査評議会関係会議の開催

・専攻認定制度の運営管理

<事業目的・趣旨>

より高度で専門的な知識と技術を併せ持つ建築士を認定し、社会からの期待と信頼に応える専攻建築士制度事業の推進と制度のPRを図った。

<委員会開催>

第1回 2.10.5(火) ペガサート 6名

<事業内容>

専攻建築士審査評議会の開催

第2回(予備審査評議会) 3.3.4(木) WEB会議 5名

第3回(審査評議会) 3.3.16(火) 郵送による在宅審査 8名

<事業効果>

専攻建築士の登録更新者 3名(1領域)、1名(2領域)

#### (2) 建築士の資質向上のための研修等の事業

ア 建築士法第22条の2に基づく研修(定期講習)

<事業目的・趣旨>

平成20年11月28日に施行された改正建築士法の規定により、建築士事務所に所属する建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた機関が行う「建築士定期講習」の受講が義務付けられた。建築士がその義務を遅滞なく遂行するため、(公財)建築技術教育普及センターと共同してこの事業を実施した。

令和3年2月から、新たに動画視聴方式(修了考査は対面講習会で実施)を導入した。

<開催時期、場所及び参加人数>

第2期分

(開催日)	(会場)	(参加者)
2.7.14 (火)	プラサヴェルデ	60名
2.8.26 (水)	アクトシティ浜松	77名
2.9.24 (木)	あざれあ	45名 (合計182名)

第4期分

(開催日)	(会場)	(参加者)
3.2.17 (水)	アクトシティ浜松	39名 (動画視聴者2名含む)
3.2.26 (金)	プラサヴェルデ	49名 (動画視聴者2名含む)
3.3.11 (木)	あざれあ	61名 (合計149名)

<事業内容>

建築士法に定められた「建築士定期講習」の実施

- ・建築物の建築に関する法令に関する科目
- ・設計及び工事監理に関する科目

<事業効果>

今年度は、第2期(7～9月)と第4期(1～3月)に、講習会への参加を容易にするためそれぞれ東部・中部・西部の3か所で開催し、新規及び更新者が確実に定期講習を受講でき、建築士としての業務を滞りなく継続できる機会を提供した。

また、動画視聴方式を導入したことで、受講者の便宜が図られた。

イ 建築士法第22条の4第5項に基づく研修等

(ア)「建築技術に関する研修会」の開催

<事業目的・趣旨>

建築士法第22条の4に定められた建築士会の義務として、全ての建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図る機会を提供する。

今年度は、景観整備機構・まちづくり委員会との共催とし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場受講とWEB受講を併用して開催した。

<開催時期・場所>

3.2.20 (土) ペガサート、WEB受講

<参加人数>

会場受講 会員14名 非会員21名 計35名  
WEB受講 会員22名 非会員10名 計32名 (合計67名)

<事業内容>

テーマ：戦後昭和の建築 ～近現代建造物緊急重点調査報告会～

講師：土屋 和男 常葉大学造形学部教授

<事業効果>

戦後昭和の建築物は建設されて日が浅いため、従来の歴史性が大きな価値評価の基準とは異なる評価基準が必要なこと、特に建築家の作風に着目した「作家性」、時代の要請に応じて使い続けるための工夫に着目した「継続性」などの新しい価値評価基準が必要であることなど、今後の文化財の指定・維持管理に大変有意義な内容であった。

(イ)しずおか木造塾の開催

<事業目的・趣旨>

建築士の継続教育の一環として、木造の設計・施工に関して実務面で役立つ5回の連続講座(第1講座は中止)を開催した。平成12年度から開催し21年目で、講座内容は会報紙「建築静岡」にて情報提供を行った。

非会員も受講可能とすることで建築士会への参加を促した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第1講座は中止(令和3年度実施予定)、第4・5講座はWEB開催とした。

<開催場所>

静岡県産業経済会館、第4・5講座はWEB開催

<参加人数>

会員 33名 非会員 27名 計 60名

<事業内容・開催日>

第1講座 2.9.12(土) → 新型コロナの影響で中止(令和3年度に実施予定)

テーマ:居心地のよい場所づくり

講師:益子 義弘 氏(建築家・埼玉)

テーマ:地方都市で仕事を重ねる

講師:坂田 卓也 氏(アトリエ樫・浜松)

テーマ:大工が語る現代の木材学

講師:石牧 真志 氏(石牧建築・浜松)

第2講座 2.10.17(土)

テーマ:災禍の歴史からこれからの社会を考える

講師:福和 伸夫 氏(名古屋大学減災連携研究センター長)

テーマ:木構造設計の勘どころ

講師:山辺 豊彦 氏(構造家・東京)

第3講座 2.11.14(土)

テーマ:木と木造建築を考える

講師:瀬野 和広 氏(設計アトリエ・東京)

テーマ:豊かなすまいづくり

講師:若原 一貴 氏(若原アトリエ・東京)

第4講座 3.2.13(土) \*WEB開催

テーマ:南雄三のMy・SDGs

講師:南 雄三 氏(住宅技術評論家・東京)

テーマ:木組の家づくり作法

講師:松井 郁夫 氏(建築家・東京)

第5講座 3.2.27(土) \*WEB開催

テーマ:住宅の自分仕様を考える

テーマ:非住宅建築の木造化のススメ

講師:辻 充孝 氏(岐阜県立森林文化アカデミー准教授)

<事業効果>

全5回の講座うち第1講座はコロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたが、第4・5講座はWEB開催に変更し実施することができた。

木造規模の設計を行う際に必要な知識を「意匠」、「構造」、「防災」、「断熱」、「省エネ」と各分野にわたる内容の講座を実施、専門分野で活躍されている講師による講座は対面、WEB方式共に充実した研修であった。

ウ 既存住宅状況調査技術者講習の開催

<事業目的・趣旨>

平成28年6月宅地建物取引業法が一部改正され、平成30年4月から既存住宅の売買に「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられた。

この「既存住宅状況調査技術者」は、国の登録を受けた指定機関が実施する講習会を修了した建築士のみにも与えられる資格であり、(公社)日本建築士会連合会が登録機関となり、静岡県建築士会が実施機関として講習会を実施した。

講師は専門講習を受講した建築士会会員が担当した。

また、更新講習について、12月からオンライン講習を導入した。

<開催日・場所・参加人数>

・新規講習	2. 9. 29(火)	ペガサート	22名		
・更新講習 対面講習	2. 10. 30(金)	ペガサート	73名		
	2. 11. 20(金)	ペガサート	65名		
	3. 1. 28(木)	ペガサート	19名	(計157名)	
オンライン講習	12月後期	5名	1月後期	8名	
	2月前期	6名	2月後期	19名	
	3月前期	13名	3月後期	16名	(計67名) (合計224名)

<事業内容>

講義1 既存住宅状況調査の概要等

講義2 既存住宅状況調査の技術的基準等

修了考査

<事業効果>

住宅ストック数は世帯数を大きく上回り既存住宅の活用は社会的な課題となっており、将来この分野における建築士業務が増えることが予想されている。

この時代ニーズに対応するため、法に基づく新たな制度のもとで既存住宅の活用に向けた建築士の知識・技術の向上を図るとともに、講習の場を提供することができた。

また、オンライン講習を導入したことで、受講者の便宜が図られた。

エ 継続能力開発(CPD)登録制度の推進

<事業目的・趣旨>

建築士が良好で質の高い建築環境の構築に資するため、指定した研修等の受講や建築相談等の社会貢献活動をすることで単位を付与する制度であり、CPD制度事業の推進と制度のPRに努めた。

本年度登録更新料未納者の継続意志確認を行い、登録者数の確定を行った。

<委員会開催>

2.10.5(火) ペガサート 参加者6名

<事業内容>

CPD登録更新

・2.6.3(水)～6.29(月)及び随時受付

CPDプログラム認定

・毎月1回認定審査

CPDカード作成依頼 毎月25日発注

<事業効果>

CPD登録者数を維持できた。 合計374名 3.3.31現在

(内訳：正会員229名、賛助会員5名、非会員140名)

オ 応急危険度判定士養成講習会の受託実施

<事業目的・趣旨>

静岡県が、想定される南海トラフ地震対策の一環として実施する「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会」事業を受託することで、県の施策に積極的に協力していく。

なお、今年度からは新規登録希望者のみを対象として講習会を開催することとなった。

<新規・更新対象者>

(開催日)	(会場)	(参加者)
2.12.17(木)	島田土木事務所	22名
2.12.22(火)	下田土木事務所	中止
3.1.12(火)	袋井市役所	60名
3.1.18(月)	あざれあ	57名
3.1.22(金)	浜松総合庁舎	31名
3.1.28(木)	東部総合庁舎	26名 (合計196名)

講師 5名(各会場1名 建築士会会員)

<事業効果>

静岡県地震被災建築物応急危険度判定士を養成することで、静岡県の地震対策「TOUKAI-O」事業の推進に寄与した。

カ 建築士を目指す者への支援

建築家を目指す高校生や、建築士の受験資格を有し建築士を目指す者に対する支援を実施する。

(ア)建築甲子園の静岡大会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため全国大会は中止されたが、静岡大会は実施した。

<2020 高校生の「建築甲子園」静岡大会>

・開催日 2.10.25(日)

・会場 あざれあ

- ・参加校及び作品名（3校3チーム）
  - ①静岡県立科学技術高校「五角が織りなす成長の輪  
～リノベーション地域と共に～」
  - ②静岡県立島田工業高校「伝統が創る未来の静岡」
  - ③静岡県立浜松工業高校「新たな導きのカタチ」
- ・結果優勝 静岡県立浜松工業高校  
準優勝 静岡県立科学技術高校  
奨励賞 静岡県立島田工業高校

(イ)後継者の養成

- ①一級建築士製図試験課題建物見学研修会 西部ブロック  
\*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ②二級建築士製図試験対策講座 中部ブロック  
(詳細 ブロック事業参照)

キ 会員増強及び建築士育成事業

<事業目的・趣旨>

本会会員の高齢化が進み会員数も年々減少する中、建築士の魅力をPRし若手建築士を確保していくことが、本会の会員増強のみならず活動の活性化に繋がる。また、建築技術は社会の幅広い分野において必要とされており、建築技術が日々向上していく中で、建築士の資質の向上と最新技術の習得が求められている。

こうした現状に対応するため、特に若手建築士を中心とした会員や建築士を目指す学生等を対象として、建築技術に関する最新情報の提供を目的とした講習会や施設見学会等の事業を今年度から6年計画で実施する。

今年度は「会員増強及び建築士育成特別委員会」を設置し、令和3年度以降の事業計画等を協議した。

<特別委員会開催>

- 2. 10. 5(火) ペガサート 参加者8名
- 2. 11. 13(金) ペガサート 参加者8名
- 3. 1. 22(金) WEB会議 参加者9名
- 3. 2. 26(金) WEB会議 参加者9名
- 3. 3. 19(金) 第2大石ビル 参加者8名

## 2 地域住民との連携、地域の安全確保のための事業（公益目的事業2）

### （1）まちづくり、景観形成事業

#### ア 地域貢献活動支援事業

##### <事業目的・趣旨>

地域の建築物の調査・保全・再生、街並みの保全、居住環境の保全・整備、防災まちづくりなどの住まい・まちづくり活動を継続的に実施している団体に活動費助成を行うとともに、専門的知識を生かした支援を行い、地域社会の発展に貢献する。

この事業は隔年実施で令和2年度は実施年であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

#### イ 景観整備事業

地域の良好な景観の形成に関する専門家の育成、情報の提供、その他の支援活動を推進する。

##### （ア）景観研修会の開催（SHEC まちづくり会議）

##### <事業目的・趣旨>

静岡県建築士会は、平成25年9月に静岡県ヘリテージセンター（SHEC）を開設し、歴史的建造物の維持保全・活用のため、建築士、職人、行政等のネットワークを構築するとともに、歴史的建造物をまちづくりに活かすための事業を行ってきた。

しかしながら、歴史的建造物の維持保全には様々な課題があることから、それぞれの地域の個別事例を学ぶことで、建築士としての自己研鑽と更なる資質の向上に繋げる。

新型コロナウイルス感染拡大防止ため中止とした。

また、2月20日（土）に事業委員会と共催で「戦後昭和の建築～近現代建造物緊急重点調査報告会～」を開催した。詳細は「イ 建築士法第22条の4第5項に基づく研修等」の「（ア）『建築技術に関する研修会』の開催」の項目に記載のとおりである。

##### （イ）地域文化財専門家育成（ステップアップ）研修

##### <事業目的・趣旨>

地域文化財専門家研修修了者等を対象に、更なるステップアップを図るための研修を実施する。

下記のとおり企画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

##### <開催時期・場所>

2. 6. 20（土） 静岡県教育会館

##### <参加人数>

募集定員 60名

##### <事業内容>

講義 論より実践「建築修復学」

講師 後藤 修 工学院大学教授

ウ 美しいしずおか景観推進協議会への参画

美しいしずおか景観推進協議会が実施する「静岡県景観賞」の選考委員として会員1名を派遣した。

<静岡県景観賞>

募集期間 2. 5.29 (金) ~7.22 (水)

書類審査 2. 8.26 (水)

現地審査 2. 9.10 (木)、15 (火)

最終審査 2.10.19 (月)

表彰式 2.12.21 (木) 静岡県庁

最優秀賞：「伝統農法が織りなす茶草場

テラスから望む東山大茶園」(掛川市)

エ その他の事業

(ア) PR活動

市町へ景観整備機構のPR、景観行政団体への景観整備機構の指定要請  
今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

- ・静岡市、下田市、熱海市、伊東市、裾野市、御殿場市、伊豆の国市、伊豆市、富士宮市、島田市、牧之原市、掛川市、磐田市、湖西市  
(景観法第92条第1項に規定する景観整備機構の指定)

(イ) 会報誌「建築静岡」への掲載

「景観整備機構・瓦版」を毎号1頁掲載

(2) 県民の安全確保のための事業

ア 住宅の耐震診断

(ア) 「わが家の専門家診断事業」(受託事業)

静岡県が推進するプロジェクト「TOUKAI-0」事業の一環として、住民がわが家の耐震性を知り、耐震改修の重要性を理解していただくためのダイレクトメールを発送するとともに、県下28市町からの委託を受け耐震診断を実施した。

市 町	受託・件数	市 町	受託・件数
下 田 市	13	御 殿 場 市	46
東 伊 豆 町	12	小 山 町	15
河 津 町	5	<b>御殿場地区計 2</b>	<b>61</b>
南 伊 豆 町	4	静岡市(清水区)	81
松 崎 町	5	<b>清 水 地 区 計 1</b>	<b>81</b>
西 伊 豆 町	4	静岡市(葵・駿河区)	116
<b>賀茂地区計 6</b>	<b>43</b>	<b>静 岡 地 区 計 1</b>	<b>116</b>
伊 東 市	27	牧之原市	8
<b>伊東地区計 1</b>	<b>27</b>	吉 田 町	25
熱 海 市	8	<b>榛 原 地 区 計 2</b>	<b>33</b>
<b>熱海地区計 1</b>	<b>8</b>	掛 川 市	44
三 島 市	9	菊 川 市	23
伊 豆 市	8	御前崎市	9
伊豆の国市	3	<b>小 笠 地 区 計 3</b>	<b>76</b>
函 南 町	10	磐 田 市	81
<b>三島地区計 4</b>	<b>30</b>	袋 井 市	9
沼 津 市	93	森 町	17
清 水 町	13	<b>中 遠 地 区 計 3</b>	<b>107</b>
長 泉 町	10	浜 松 市	532
<b>沼津地区計 3</b>	<b>116</b>	<b>浜 松 地 区 計 1</b>	<b>532</b>
裾 野 市	25		
<b>裾野地区計 1</b>	<b>25</b>	<b>合計 13 地区 28 市町</b>	<b>1,255</b>

(イ)「木造住宅補強計画策定事業」(三島市からの受託事業)

旧耐震の木造既存住宅で耐震性に不安のある住宅を対象に、各住宅に出向いて老朽度を確認しながら補強計画の策定を行うとともに、耐震補強に繋がる相談等を行った。

<業務の内容>

国土交通省告示第184号(平成18年1月25日)による方法、「静岡県耐震診断補強マニュアル(改訂版)平成21年8月」及び「木造住宅の耐震リフォーム事例集(静岡県発行)」に基づき行った。

- ・木造住宅の補強計画の策定
- ・木造住宅の耐震補強につながる相談、安全な住まい方指導、概算工事費算出等

<実 績> 3件

(ウ)「木造住宅耐震戸別訪問事業」(沼津市からの受託事業)

昭和56年以前に建築され、耐震補強工事を実施していない木造住宅の所有者等に対し、住宅の耐震化についての意向調査を実施し、その際、耐震補強の必要性を説明するとともに、補助金制度の周知を行うことにより、耐震診断・補強工事の実施を誘導することで耐震化率の向上を推進した。

<業務の内容>

「静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱」により認定された相談士が、既存住宅の耐震化を促進するための普及啓発等に係る戸別訪問を行い、住民の意向を調査した。

<対象地区> 東椎路 西椎路 鳥谷 東原 青野地区

<実績> 972 戸

(エ)「ブロック塀診断専門家派遣事業」(三島市からの受託事業)

住宅の敷地に築造された耐震性に不安のあるブロック塀を対象に、ブロック塀診断の専門家を派遣し、老朽化を確認しながら診断を行うとともに、耐震性を説明し、改修や撤去に関する相談等を行った。

<業務の内容>

国土交通省告示第 184 号(平成 18 年 1 月 25 日)による診断基準、または一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準に基づき、耐震診断及び相談等を行った。

<実績> 10 件

(オ)「御前崎市空家等耐震診断調査事業」(御前崎市からの受託事業)

所有者が御前崎市内に所有する空家等について、当該空家等の耐震性を把握し、市場に流通するための資料とするために、耐震診断調査を行った。

<業務の内容>

「静岡県耐震診断補強マニュアル(静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会)」、「木造住宅の耐震診断と補強方法(一般財団法人日本建築防災協会)」及び「木造住宅の耐震リフォーム事例集(静岡県)」に基づき行った。

<実績> 4 件

イ 静岡県総合防災訓練への参加

御前崎市、菊川市をメイン会場に実施予定であった令和 2 年度静岡県総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

ウ 静岡県災害対策士業連絡会への参画

想定される南海トラフ地震に対し専門家職能団体及びその構成員が専門知識を生かし、防災活動並びに災害復興、被災住民の支援活動を行うため、士業間でさらなる協議・連携強化に努めた。

<連絡会> 2.8.28(金) 静岡県弁護士会館 参加者 1 名

## エ 自然災害対策事業

### <事業目的・趣旨>

地震対策についてはこれまで静岡県及び関係団体と連携して対応してきたが、近年は台風や集中豪雨などの風水害が頻繁に発生している。

こうした状況を踏まえ、地震を含めた自然災害全般について、災害時に県民に対して迅速かつ的確に対処できる方策を検討し、現在考えられる災害対策についての講習会や講演会等の事業を今年度から6年計画で実施する。

今年度は「自然災害対策特別委員会」を設置し、令和3年度以降の事業計画等について協議した。

### <特別委員会開催>

2. 11. 10(火) 事務局会議室 参加者 7名

3. 3. 16(金) 第2大石ビル 参加者 6名

## (3) 住宅に関する情報発信事業

建築関係の最先端技術や住宅に関する最新情報を、県民に対して提供する場を設けたり、ホームページや広報誌を通じて発信する。

### ア 広報誌「建築静岡」の発行

#### <事業目的・趣旨>

建築に係る最新情報や建築士会の活動状況、各種お知らせ等を定期的に会員及び県民に提供することで、建築士会に対する理解を深めてもらう。

#### <発行状況> 年4回

・春号 No. 672 2. 4. 1発行 1,300部

・夏号 No. 673 2. 7. 1発行 1,300部

・秋号 No. 674 2. 10. 1発行 1,300部

・新年号 No. 675 3. 1. 1発行 1,300部

「建築静岡」とともに、日本建築士会連合会発行の広報誌「建築士」(毎月発行)を会員へ郵送している。

#### <情報内容>

「建築静岡」には、建築時事特集、コラム、シリーズ情報、委員会等活動等連載、事業報告、お知らせ等の記事を掲載している。さらに会員への挟み込み情報を受付け、広報誌とともに発送している。

#### <事業効果>

広報誌の発行は、公益法人としての建築士会の社会的認知度を高める有効な手段であり、また、会員相互の連携を深めるとともに資質の向上に寄与した。

## イ ホームページの充実

### <事業目的・趣旨>

平成 24 年度から公益法人化した建築士会のホームページは、その公益性の観点から情報公開の一層の推進を図り、より見やすく活用しやすいものとなるよう随時更新しており、WEB サイトの管理及び運用に関し必要な事項を定め、各種情報を会員及び県民にリアルタイムで発信する。

### <事業内容>

- ・ HP トップページに 9 つのコンテンツを作成
  - ①建築士会新着情報、②関係団体新着情報、③行政新着情報
  - ④一般新着情報、⑤活動報告新着情報、⑥建築静岡新着情報
  - ⑦東部新着情報、⑧中部新着情報、⑨西部新着情報
- ・ HP カレンダー
- ・ 公益法人としての情報公開コンテンツの設置

### <事業効果>

ホームページで最新情報をリアルタイムで発信するとともに、情報の相互交換など、会員及び県民の利便性の向上と建築士会の円滑な運営・活動に資することができた。

## (4) 建築相談事業

### ア 県民からの住宅建築に関する様々な相談への対応

各地区において、県民からの住宅の新築、増改築等の建築技術的な相談、住宅の耐震化に係る相談など建築に関する様々な相談に対応した。

- (ア)展示会等における相談コーナーの設置
- (イ)市町主催の住民相談室等への相談員派遣
- (ウ)住宅関係機関等への相談員派遣
- (エ)行政、司法の住宅紛争事案等への専門家派遣

静岡県建設工事紛争審査会委員(県所管)として会員 6 名が、静岡県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員(静岡県弁護士会所管)として会員 12 名が就任している。

## (5) 建築士会全国大会「しずおか大会(仮称)」の開催準備

令和 2 年度の建築士会全国大会広島大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため 1 年延期され、「しずおか大会」も令和 5 年に順延となった。

これに伴い、「全国大会実行委員会」の設置を令和 3 年度に先送りした。

- ・しずおか大会開催日 令和 5 年 10 月 27 日(金)

会 場 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

### \*<特記事項>

建築士会全国大会「しずおか大会」の開催費に充てるため、平成 29 年度から建築士会東海北陸ブロック会構成県に負担金(静岡県 500 万円、他 6 県各 100 万円)をお願いしており、全国大会開催用口座を設け管理している。

本県は平成 30 年度に 200 万円、令和元年度に 100 万円、令和 2 年度に 200 万円を負担金として支出、令和 3 年 3 月 31 日現在の負担金総額は 870 万円である。

### 3 法人管理

#### (1) 会員増強策等の検討

ア 会員の減少は、組織の将来に関わる重要な問題であることから、できることから実動を図って行くこととした。

また、今年度新たに「会員増強及び建築士育成特別委員会」を設置し、会員増強に繋がる方策等を検討していくこととした。

○ブロック関連事業（詳細 ブロック事業参照）

- ・二級建築士製図試験対策講座 中部ブロック
- ・一級建築士製図課題建物見学研修会 西部ブロック
- ＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ・浜松工業高校交流会 西部ブロック
- ＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ・天竜高校交流会 西部ブロック

#### イ 建築士試験新規合格者への入会案内

例年、建築士養成機関の協力の下、入学式、合格者祝賀会、卒業式へ本会関係者が出向き、建築士会の紹介をするとともに入会を働きかけているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、いずれも中止又は関係者だけの開催となり、入会案内等は実施できなかった。

#### (2) 予算委員会の設置

令和3年度予算の編成に当たっては、予算委員会(会長を委員長に3副会長・3常務理事を委員)を設置し、費用対効果を意識した事業の重点化や管理運営経費の見直しなどを行い、公益社団法人に相応しい持続可能な財政運営を図っていくための検討を行った。

- |     |            |                        |
|-----|------------|------------------------|
| 第1回 | 2.10.14(水) | 予算委員会の設置、令和3年度予算編成方針決定 |
| 第2回 | 2.12.9(水)  | 当初予算要求額取りまとめ、調整        |
| 第3回 | 2.12.18(金) | 1次査定                   |
| 第4回 | 3.1.13(水)  | 1次査定結果調整               |
| 第5回 | 2.2.10(水)  | 査定結果(最終案)報告            |

#### (3) 建築士会東海北陸ブロック会

東海北陸7県の建築士会会長及び日本建築士会連合会会長が一堂に会し、建築に係る諸課題を協議するとともに、情報の共有を図ることを目的に会議を開催した。

会議は各県の持ち回りで開催しており、令和2年度は福井県建築士会が幹事県であった。

<開催日・場所・参加者>

- |     |                  |              |     |
|-----|------------------|--------------|-----|
| 第1回 | 2.7.21(火)        | ホテルフジタ(福井市)  | 24名 |
| 第2回 | 2.9.18(金)        | WEB会議        | 21名 |
| 第3回 | 2.11.20(金)～21(土) | あわら温泉「まつや千千」 | 22名 |
| 第4回 | 3.2.19(金)        | WEB会議        | 29名 |

#### (4) 特定費用準備資金の積立

平成30年度決算において、遊休財産額が公益法人の保有制限額を超過したことに伴い、その解消を図るため、令和元年度と令和2年度に「特定費用準備資金」として次の四つ資金を積み立て、令和2年度以降に各事業を実施することとした。

##### ①事務所移転費用準備資金（令和元年度積立）

- ・積立目的：本会事務所として借用している静岡県建設業会館が、静岡市の市街地再開発事業に伴い令和2年に解体予定のため事務所を移転する必要があり、その移転費用に充てる。
- ・積立期間：令和元年度～令和6年度(6年間)
- ・積立額：580万円
- ・資金廃止：令和2年11月24日に事務所移転完了(全額支出)のため資金廃止

##### ②自然災害対策事業費用準備資金（令和元年度積立）

- ・積立目的：地震、津波に風水害を加えた災害対策について、本会としてどのように対処できるかを検討し、一般県民を対象に自然災害に対する対応策等についての講習会等を実施する費用に充てる。
- ・積立期間：令和元年度～令和7年度(7年間)
- ・積立額：当初520万円 令和2年度：事業内容の検討(20万円)  
令和3～7年度：講習会等具体的事業の実施(100万円×5年)  
令和3年3月31日現在 5,157,180円

##### ③会員増強及び建築士育成事業費用準備資金（令和元年度積立）

- ・積立目的：会員増強と建築士の育成を図るため、若年建築士を中心とした会員や建築士を目指す学生等を対象として、建築技術の最新情報の提供などの講習会等を実施する費用に充てる。
- ・積立期間：令和元年度～令和7年度(7年間)
- ・積立額：当初520万円 令和2年度：事業内容の検討(20万円)  
令和3～7年度：講習会等具体的事業の実施(100万円×5年)  
令和3年3月31日現在 5,106,140円

##### ④災害支援活動資金（令和2年度積立）

- ・積立目的：自然災害発生時に、建築士としての知識、技術を活かして、被害調査や災害復旧などの災害支援活動を実施するための費用に充てる。
- ・積立期間：令和2年度～令和11年度(10年間)
- ・積立額：5,300万円

#### (5) 事務所移転

本会事務所として借用していた(一社)静岡県建設業協会所有の「静岡県建設業会館」が、静岡市の市街地再開発事業のため令和3年4月から解体される予定であったことから、事務所を移転した。

- ・移転先：静岡市葵区昭和町9番5号 第2大石ビル7階
- ・移転日：令和2年11月24日(事務所移転登記日)